

肝付町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	17,298	9,468,251	276,679	1,742,055	18.4	15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

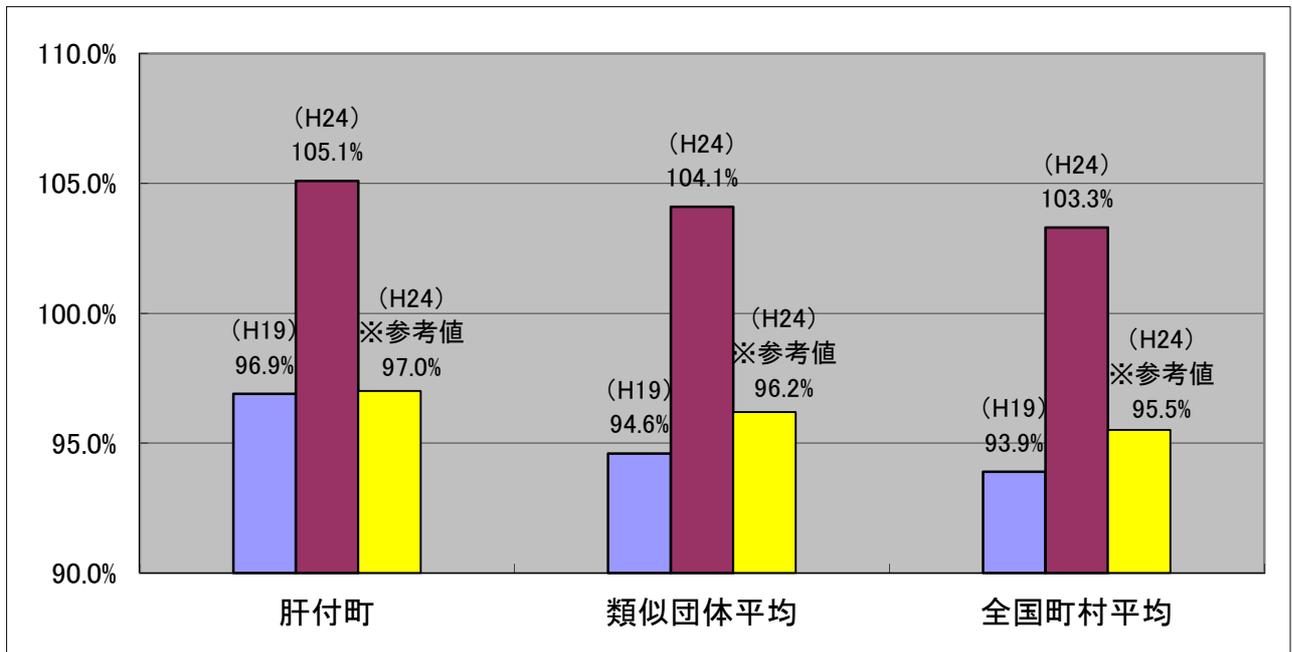
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型IV-2 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	178	729,578	117,138	269,369	1,116,085	6,270	5,700

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

町長、副町長、教育長の給料については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、町長は10%、副町長及び教育長においては5%減額。（「肝付町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」平成24年条例第2号。）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円	円	円	%	%	%
	—	—	—	—	—	0.00

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	3.95

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200
最高号給の給料月額	円 243,700	円 307,800	円 354,700	円 388,300	円 400,600	円 422,600	円 456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
肝付町	44.0 歳	335,057 円	379,077 円	360,643 円
鹿児島県	44.1 歳	333,226 円	406,152 円	368,199 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	42.9 歳	319,752 円	363,751 円	345,809 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
肝付町	50.9歳	15人	314,853 円	335,147 円	328,653 円	—	—	—	
うち清掃職員	—	0人	—	—	—	廃棄物処理業	44.7歳	288,200 円	—
うち学校給食員	48.3歳	4人	281,150 円	287,750 円	284,525 円	調理士	44.7歳	202,200 円	1.42
うち守衛	—	0人	—	—	—	守衛	58.3歳	197,500 円	—
うち用務員	48.7歳	7人	325,386 円	351,286 円	347,600 円	用務員	53.5歳	206,600 円	1.7
うち自動車運転手	—	0人	—	—	—	自家用乗用自動車運転者	55.4歳	217,100 円	—
うち電話交換手	—	1人	—	—	—	内線電話交換手	41.2歳	211,600 円	—
うちその他技能労務職	56.8歳	3人	321,467 円	350,033 円	330,467 円	—	—	—	—
鹿児島県	49.2歳	425人	340,140 円	395,599 円	373,022 円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465 円 (285,030)	—	307,506 円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	48.5歳	12人	285,486 円	307,761 円	297,150 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス (試 算 値) の 比 較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C / D
肝 付 町	—	—	—
うち清掃職員	—	3,989,200 円	—
うち学校給食員	4,656,099 円	2,740,400 円	1.7
うち守衛	—	2,583,100 円	—
うち用務員	5,660,211 円	2,861,400 円	1.98
うち自動車運転手	—	3,062,100 円	—
うち電話交換手	—	—	—
うちその他技能労務職	5,616,627 円	—	—

◎ 鹿児島県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び報告」(平成24年10月公表)による技能労務職の民間給与データ

職 種 名	平均年齢	平成24年4月分平均給与月額 (「決まって支給する給与」の平均支給月額)
電 話 交 換 手	44.0歳	249,536 円
自家用乗用自動車運転手	53.7歳	353,376 円
守 衛	54.4歳	381,551 円
用 務 員	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 対象職員が少数の場合、該当職員を特定できるため、個人情報保護の観点から記載を省略します。(職員数のみ記載。)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。
- 4 平均年齢は10進法で記載しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	肝 付 町	鹿 児 島 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円 163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円 133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円 — 円
	中学卒	121,600 円	129,200 円 — 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

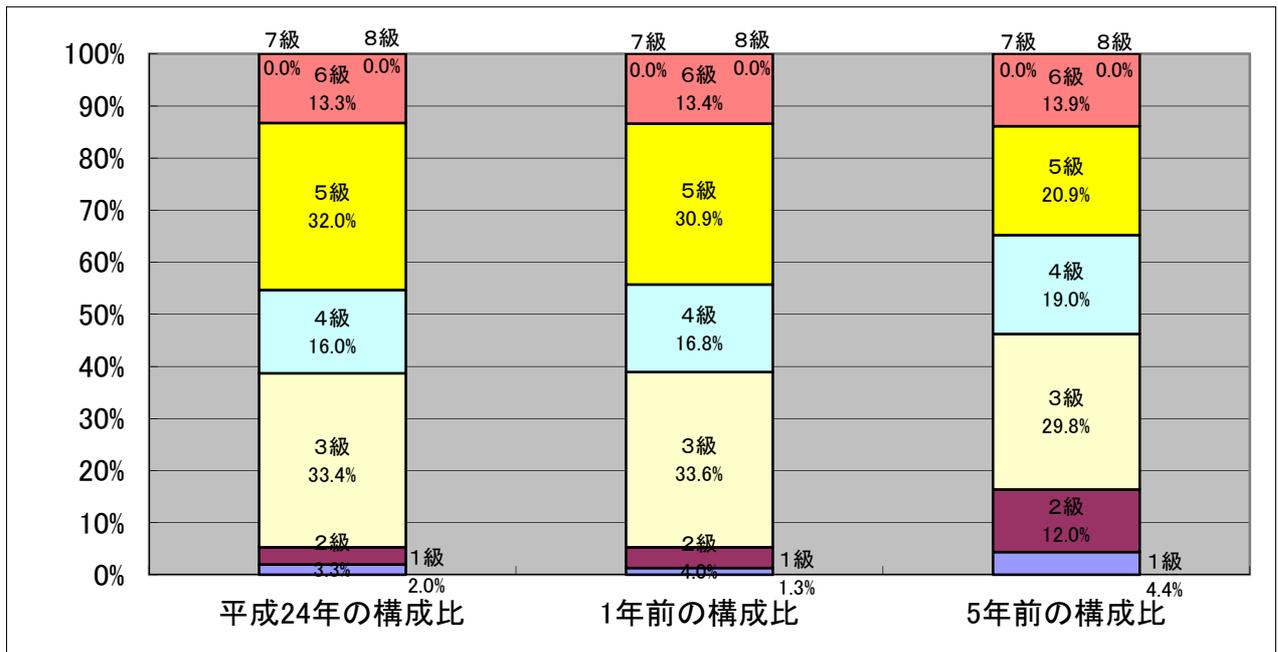
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,700 円	295,500 円 363,567 円
	高校卒	220,300 円	281,000 円 336,075 円
技能労務職	高校卒	— 円	284,100 円 331,350 円
	中学卒	— 円	— 円 — 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務	3 人	2.0 %
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	5 人	3.3 %
3 級	主査の職務	50 人	33.4 %
4 級	1 係長の職務 2 主幹の職務	24 人	16.0 %
5 級	1 課長補佐、次長又はこれらの職務と同等の職務 2 参事の職務	48 人	32.0 %
6 級	課長、事務局長、支所長、所長、室長又は園長の職務又は町長が定める職務	20 人	13.3 %
7 級	特に重要な業務を統括する課の長等又は町長が定める職務	0 人	0.0 %

- (注) 1 肝付町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に給与構造の改正。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合。）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年定期昇給日である1月1日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
なお、能力・業績に基づく人事評価については未実施。(制度構築中。)
2. 昇給への勤務成績の反映状況
個人毎の人事評価が未実施であるため、全職員昇格基準を「C」とし昇給区分に差を設けなかった。
ただし、評定日(1月1日)時点において、勤続25年の者で且つ勤務成績が極めて良好な職員については、昇給基準を「A」とした。
3. 昇給基準及び効果号給

昇給区分		昇給基準	A	B	C	D	E
			極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
制度完成時	特定職員		8以上	6	3	2	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0
平成23年1月～	一般職員		8以上	6	4	2	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0
昇給抑制期間	平成20年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
		〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	～22年1月	一般職員	8以上	6	4	2	0
		〃 (55歳以上)	4以上	3	2	1	0
	平成19年1月	特定職員	6以上	4	2	1	0
		〃 (55歳以上)	3以上	2	1	0	0
			特に良好		良好	良好であると認められない	
一般職員			6以上		2	2以下	
	〃 (55歳以上)		3以上		1	0	

※特定職員の範囲:行政職給料表6級以上、医療職給料表(一)3級以上、医療職給料表(三)5級以上
※昇給日において55歳以上の職員は、昇給の号数を抑制しているが、医療職給料表(一)該当者である、医師・歯科医師職については、抑制基準を57歳としている。(医療職給料表(一)については、60歳定年ではなく65歳定年制。)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,524 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 15% ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ～ 20% ・管理職加算 10% ～ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、手当の基準日を評定日として、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
なお、能力・業績に基づく人事評価については未実施。(制度構築中。)
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況
人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給0.70(管理職については0.85。)とした。(肝付町職員の給与の支給等に関する規則 附則第3項(成績率の特例)。)

成績率(平成23年度)

成績区分	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	0.87以上 1.4以下	1.13以上 1.8以下
優秀	0.77以上 0.87未満	1以上 1.13未満
良好	0.67	0.87
良好でない	0.67未満	0.87未満

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

肝 付 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.500 月分	32.760 月分	勤続20年	23.500 月分	30.550 月分
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置		
定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 20%			定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20% 加算)		
1人当たり平均支給額 21,471 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績 (23 年度 決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績 (23 年度 決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		0 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23 年度 決算)	30,236 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	190 千円
支給実績 (22 年度 決算)	31,928 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	183 千円

(注) 選挙当日の投票票事務従事等に伴う手当については、月次給与とは別に支給しており、且つ選挙の有無により大きく変動することから、含めないこととします。

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23 年度 決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23 年度 決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 410,900円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,000円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 配偶者以外の2人までそれぞれ 6,500円 扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 その他 6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	35,113 千円	264,004 円
住居手当	借家 家賃額23,000円までは12,000円との差額 家賃額23,000円を超える時は超える額の1/2(限度額16,000)に11,000円を加えた額 持家 自らの所有に係る住宅に住み世帯主である職員には月2,500円	異なる	持家 本町7/1廃止 国廃止※2	10,722 千円	85,779 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額 50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ	—	8,372 千円	68,619 円
単身赴任手当	月額23,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 6,000円 300km以上500km未満 12,000円 500km以上700km未満 18,000円 700km以上900km未満 24,000円 900km以上1,100km未満 30,000円 1,100km以上1,300km未満 35,000円 1,300km以上1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	1,273 千円	30,314 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 総務課長・総合支所長 会計管理者 6,000円 その他 4,000円 6時間を超える場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	8,632 千円	375,319 円

(注) 1 管理職員特別勤務手当については、上記「(5)時間外勤務手当」と同様に、選挙当日の投開票事務従事によるものを含みません。

2 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)

3 初任給調整手当の医(一)欠員補充困難職区分は、平成20年度額改定。(平成21年4月1日施行。)

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	702,000 円	(780,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副市町村長	574,000 円		854,000 円 / 319,000 円			
	収入役	— 円	(— 円)	710,000 円 / 441,000 円			
		— 円		— 円 / — 円			
報 酬	議 長	314,000 円	(円)	420,000 円 / 226,500 円			
	副 議 長	255,000 円		360,000 円 / 180,000 円			
	議 員	232,000 円	(円)	345,000 円 / 157,000 円			
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(23年度支給割合) 2.95 月分 (15%加算措置有り)					
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合) 2.95 月分 (15%加算措置有り)					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副市町村長	780,000 円×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,600,000 円	任期毎			
	収入役	605,000 円×在職月数÷12ヶ月×2.8	6,776,000 円	任期毎			
備 考	※退職手当の算定は、給料減額前の額を基礎として計算する。						

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 地方自治法改正（平成18年6月7日 法律第53号）により、出納長及び収入役制度が廃され、従前より収入役については配していなかった為、経過措置についても適用していません。
 4 町長、副町長の給料については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、町長は10%（702,000円）、副町長については5%（574,000円）減額。

7 職員数の状況

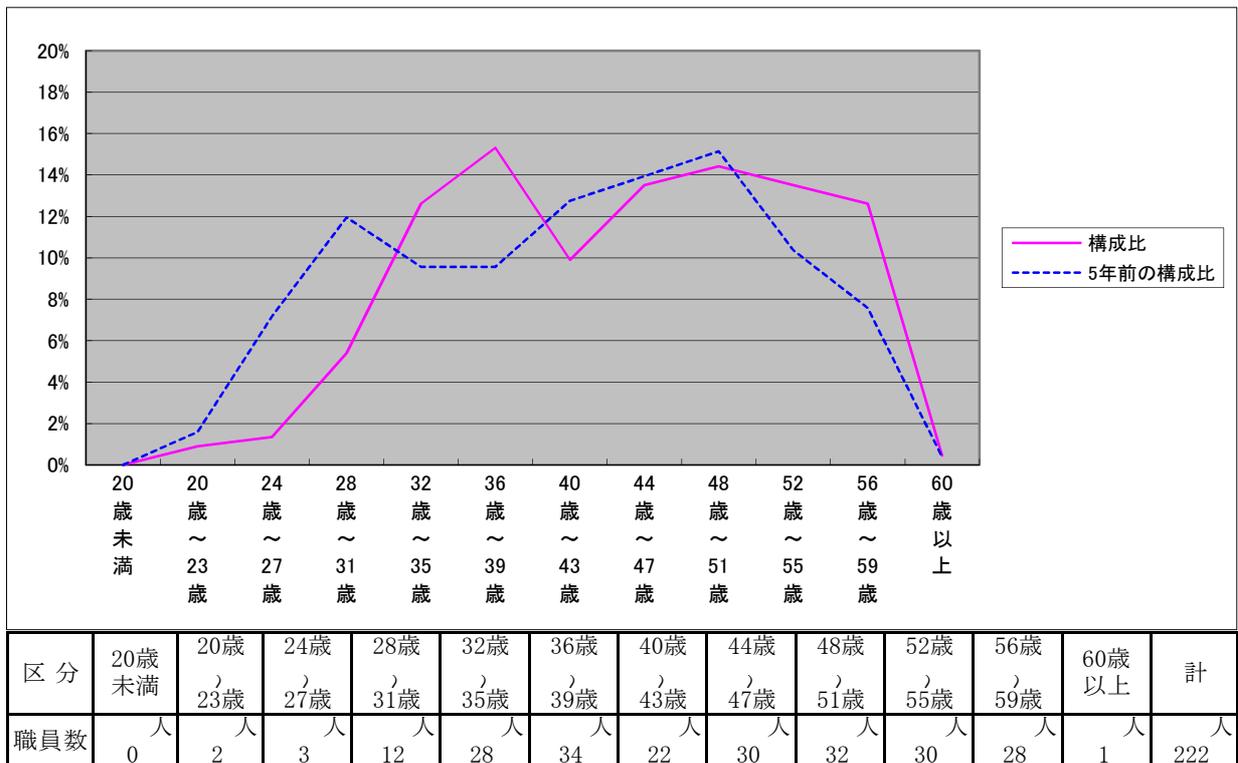
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部	議会	3	3	0	新規事業(物産館建設プロジェクト)の実施
		総務	47	48	1	
		税務	14	14	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	27	27	0	
		商工	4	4	0	
	土木衛生	13	13	0		
計		140	140	0	他部門の職員増による調整	
教育部門		39	36	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.91 人) 職員退職による欠員不補充及び調整	
消防部門		0	0	0		
小計		179	176	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.61 人)	
公 営 企 業 等 部 門	病院 水道 交通 下水道 その他		27	28	1	リハビリ業務充実のための作業療法士増員 他部門の職員退職による欠員不補充の調整
			5	4	▲1	
			0	0	0	
	小計		14	14	0	
小計		46	46	0		
合計		225	222	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.34 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	人 159	人 151	人 145	人 142	人 140	人 140	▲ 19 (88.05 %)
教育	人 47	人 46	人 46	人 42	人 39	人 36	▲ 11 (76.60 %)
消防	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	
普通会計計	人 206	人 197	人 191	人 184	人 179	人 176	▲ 30 (85.44 %)
公営企業等会計計	人 47	人 47	人 45	人 46	人 46	人 46	▲ 1 (97.87 %)
総合計	人 253	人 244	人 236	人 230	人 225	人 222	▲ 31 (87.75 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長含む)

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 611,091	千円 ▲ 4,921	千円 209,296	% 34.2	% 38.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 28	千円 107,888	千円 62,671	千円 38,737	千円 209,296	千円 7,475

(参考) 市町村病院事業 平均一人当たり給与費
千円 6,747

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
肝 付 町	45.7 歳	349,979 円	627,439 円
医 師	50.1 歳	493,167 円	1,933,439 円
技 師 等	40.5 歳	346,375 円	497,562 円
看 護 師	47.4 歳	332,171 円	465,191 円
事 務 職	40.4 歳	321,873 円	467,371 円
団 体 平 均	40.2 歳	326,212 円	562,284 円
医 師	44.1 歳	566,896 円	1,374,783 円
看 護 師	38.2 歳	286,872 円	451,054 円
事 務 職 員	43.7 歳	336,355 円	508,794 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢は10進法で記載しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	肝付町（一般行政職）	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(23年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,326 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

肝付町			肝付町（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.500 月分	32.760 月分	勤続20年	23.500 月分	32.760 月分	
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			
定年前早期退職者に対する特例 2 % ~ 20 %			定年前早期退職者に対する特例 2 % ~ 20 %			
1人当たり平均支給額 — 千円			1人当たり平均支給額 21,471 千円			1人当たり平均支給額 6,020 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21～23年度に肝付町立病院事業会計にて退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人 — %

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		39,079 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		1,395,679 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		100.0 %
手当の種類（手当数）		6 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
病院勤務手当	病院に勤務する職員	病院業務 月額4,000円
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事した職員	病院業務 月額5,000円
研究手当	病院に勤務する医師	病院業務 40万円を超えない範囲
診療手当	病院に勤務する医師	病院業務 毎月の診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
作業療法手当	病院に勤務する作業療法士	病院業務 毎月の作業療法診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
夜間看護手当	深夜において行われる看護等の業務に従事した看護師等	病院業務 4時間以上 3,300円 2時間以上4時間未満 3,000円 2時間未満 2,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）		3,447 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		157 千円
支給実績（22年度決算）		3,896 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		169 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支 給 実 績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 410,900円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,000円 特殊な専門知識特別事 情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 扶養親族 配偶者以外の2人までそ れぞれ 6,500円 扶養親族でない配偶者 がある場合そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合その うち1人 11,000円 その他 6,500円 満16歳年度初めから満 22歳年度末までの1人 につき5,000円加算	同じ	—	4,170 千円	231,639 円
住 居 手 当	借家 家賃額23,000円までは 12,000円との差額 家賃額23,000円を超える 時は超える額の1/2(限 度額16,000)に11,000円 を加えた額 持家 自らの所有に係る住宅に 住み世帯主である職員に は月2,500円	異なる	持家 本町7/1廃止 国廃止※2	1,029 千円	114,278 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	2,140 千円	178,336 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	10,623 千円	559,084 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 総務課長・総合支所長 会計管理者 6,000円 その他 4,000円 6時間を超える場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	911 千円	455,400 円

(注) 1 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)
2 初任給調整手当の医(一)欠員補充困難職区分は、平成20年度額改定。(平成21年4月1日施行。)

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 142,912	千円 21,864	千円 24,306	% 17.0	% 19.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	人 5	千円 16,234	千円 1,880	千円 6,192	千円 24,306	千円 4,861

(参考) 市町村水道事業 平均一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
肝 付 町	45.0 歳	360,889 円	496,900 円
行政職	45.0 歳	360,889 円	496,900 円
技能労務職	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢は10進法で記載しています。
3 対象職員が少数の場合、該当職員を特定できるため、個人情報保護の観点から記載を省略します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	肝付町（一般行政職）	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(23年度) 1,548 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,492 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 15 % ・管理職加算	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

肝付町			肝付町（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.500 月分	32.760 月分	勤続20年	23.500 月分	32.760 月分	
勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	勤続25年	33.500 月分	41.340 月分	
勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	勤続35年	47.500 月分	59.280 月分	
最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	最高限度額	59.280 月分	59.280 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			
定年前早期退職者に対する特例 2 % ~ 20 %			定年前早期退職者に対する特例 2 % ~ 20 %			
1人当たり平均支給額 — 千円			1人当たり平均支給額 21,471 千円			1人当たり平均支給額 15,252 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21～23年度に肝付町水道事業会計にて退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	0 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	363 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	121 千円
支給実績（22年度決算）	424 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	106 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 410,900円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,000円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 配偶者以外の2人までそれぞれ 6,500円 扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 その他 6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	1,032 千円	344,000 円
住居手当	借家 家賃額23,000円までは12,000円との差額 家賃額23,000円を超える時は超える額の1/2(限度額16,000)に11,000円を加えた額 持家 自らの所有に係る住宅に住み世帯主である職員には月2,500円	異なる	持家 本町7/1廃止 国廃止※2	90 千円	30,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 総務課長・総合支所長 会計管理者 6,000円 その他 4,000円 6時間を超える場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	395 千円	394,788 円

(注) 1 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)
2 初任給調整手当の医(一)欠員補充困難職区分は、平成20年度額改定。(平成21年4月1日施行。)